

デンマーク

実用新案法

2012年1月24日統合法No.106

2012年2月1日施行

目次

第1部 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第2部 実用新案出願並びにその審査及びその他の処理等

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第3部 国際実用新案出願

第26条

第27条

第28条

第29条

第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条

第 4 部 欧州特許出願の変更
第 36 条

第 5 部 登録の保護の範囲及び存続期間
第 37 条
第 38 条

第 6 部 更新手数料の納付
第 39 条

第 7 部 ライセンス許諾, 移転等
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条

第 8 部 登録の終了, 行政上の審査等
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条

第 9 部 実用新案についての情報提供義務
第 53 条

第 10 部 刑事責任及び損害賠償責任等
第 54 条
第 55 条
第 56 条

第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 61a 条

第 11 部 雑則

第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条

第 11A 部 手数料

第 73a 条
第 73b 条
第 73c 条
第 73d 条
第 73e 条
第 73f 条
第 73g 条

第 12 部 施行規定及び経過規定

第 74 条
第 75 条

第1部 総則

第1条

- (1) 産業上利用することができ、かつ、技術的課題を解決する考案は、出願により、本法に従って実用新案として登録を受けることができる。
- (2) 実用新案を考案した者又はその権原承継人は、登録により、その考案を業として実施する排他権を取得する。

第2条

- (1) 考案は、次の主題のみに係る場合は、実用新案として登録を受けることができない。
 - (i) 発見、科学的理論、及び数学的方法
 - (ii) 審美的考案
 - (iii) 精神的行為をなし、ゲームをし若しくは事業をなす計画、規則、若しくは方法、又はコンピュータ・プログラム、又は
 - (iv) 情報の提示
- (2) 考案は、(i)戦争資材又は(ii)方法に係るときは、登録を受けられない。
- (3) (2)(ii)に拘らず、外科手術若しくは療法による人体若しくは動物体の治療の方法又は人体若しくは動物体に施される臨床的方法に使用される物質及び組成物、又は微生物学的方法若しくはその他の技術的方法により得られる製品を含み、そのような何らかの方法に使用される製品については実用新案の登録を受けることを可能とする。
- (4) 実用新案は植物又は動物の品種に関しては付与されない。ただし、考案の技術的実現性が特定の植物又は動物の品種に限定されないときは、当該考案の主題が植物又は動物であっても登録を受けることができる。本法において、「植物品種」とは、共同体植物品種権に関する理事会規則第5条において定義された植物品種をいう。
- (5) 考案は生物学的材料から構成され又はそれらを含む製品に関係していても登録を受けることができる。その自然環境から分離され又は技術的方法により生産された生物学的材料は、たとえそれが以前から天然に存在したとしても考案の主題とすることができる。本法において、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含んでおり、かつ、自己繁殖又は生体系での繁殖が可能な材料をいう。

第3条

- (1) その形成及び発達の様々な段階における人体、並びに遺伝子の配列又は部分的配列を含め、人体の1要素についての単なる発見は、登録可能な考案を構成することができない。
- (2) (1)に拘らず、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、人体から分離されたか又はそれ以外に技術的な方法を使用して生産された要素は、その要素の構造が自然の要素の構造と同一の場合であっても、登録可能な考案を構成することができる。

第4条

- (1) その商業的实施が公共の秩序又は道徳に反することになる考案は、実用新案として登録されない。
- (2) 実施することが法律又は行政規制により禁止されているとの理由のみでは、その実施を

公共の秩序又は道徳に反するものとはみなさない。

(3) (1)により、人間の胚を工業上又は商業上の目的で使用するに関しては、特に実用新案の保護を付与することができない。

第5条

(1) 登録を受けるためには考案は、出願日現在において技術水準に対して新規であり、また、技術水準とは明確に異なるものでなければならない。

(2) 技術水準は、書面若しくは口頭での説明、展示、販売の申出、使用、複製又はその他の方法により公衆の利用に供することができる全てのものを含むものとする。その実用新案出願の出願日前にデンマークに対する効力を以って出願された特許出願又は実用新案出願の内容も、これらの出願が公衆の利用に供されているときは、特許法第22条及び本法第24条に従い、技術水準に含まれるものとみなす。ただし、これらの出願の内容に関しては、考案は技術水準とは明確に異なるものでなければならない旨の(1)の要件を適用しない。

(3) ただし、出願前6月以内に公衆の利用に供され、かつ、それが次に起因した考案については、実用新案登録を受けることができる。

(i) 出願又はその法的前任者に関する明白な濫用、又は

(ii) 出願人又はその法的前任者が1928年11月22日にパリにおいて署名された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会において当該考案を展示した事実

第6条

(1) 実用新案登録により付与された排他権は、当該実用新案の所有者以外の何人も当該実用新案所有者の許可なしには当該実用新案保護の主題である製品を製造、申出、市販若しくは使用すること、又はその様な目的で製品を輸入若しくは貯蔵することにより考案を実施することができないことを意味する。

(2) 排他権はまた、実用新案所有者以外の何人も実用新案所有者の許可なしにはデンマークにおける当該考案実施の手段を、考案を実施する権原のない者に供給又は供給の申出をすることにより当該考案を実施することができないことも意味するが、ただし、この手段が当該考案の本質的な要素に関係し、かつ、その手段の供給又は供給の申出をする者が当該手段はそのような使用に適しているか若しくはそれを意図していることを知っているか又は状況から明白であることを条件とする。ただし、この規定は、当該手段を供給又は供給の申出をする者が(1)にいう行為を受給者に犯させるときを除き、当該手段が一般的市販品であるときは、適用しない。第1文及び第2文の適用上、(3)(i)、(iii)又は(iv)にいう行為をなす者は、考案を実施する権原を有するものとはみなさない。

(3) 排他権は次のものには及ばないものとする。

(i) 非商業的目的でなされた行為

(ii) 実用新案所有者により又はその同意を得てデンマークにおいて又は欧州経済地域(EEA)内の他国において市販された製品に関する行為

(iii) 登録された考案の主題に関する実験目的でなされた行為、又は

(iv) 個別症例のための医学処方箋に従う医薬品の薬局における調剤又はその医薬品に関する行為

第7条

(1) 考案の結果として特有の性質を有する生物学的材料の実用新案登録により付与された保護は、同一の又は分岐した形態での増殖又は繁殖によりその生物学的材料から誘導された生物学的材料に及ぶものとする。

(2) 遺伝子情報を含み又はそれから構成される製品の実用新案登録により付与される保護は、当該製品が組み込まれた材料及び当該遺伝子情報が含まれその機能を発揮する材料に及ぶものとする(ただし、第3条参照)。

(3) 欧州連合構成国の領域内において実用新案所有者により又はその同意を得て市販された生物学的材料の増殖又は繁殖により得られた生物学的材料に対しては、その増殖又は繁殖が当該生物学的材料の販売目的であった使用から必然的に生じたものであるときは、(1)及び(2)にいう保護は及ばない。ただし、得られた材料がその後更に増殖又は繁殖に使用されないことを条件とする。

第8条

(1) 第7条(1)及び(2)に拘らず、実用新案所有者による又はその同意を得た植物繁殖材料の農業用としての農民への販売又はその他の形態での商業化は、当該農民がその収穫物としての製品を自身の農場において自身が増殖又は繁殖に使用することの許可を意味し、その範囲及び条件は共同体植物品種権に関する理事会規則第14条に定められている。

(2) 第7条(1)及び(2)に拘らず、実用新案所有者による又はその同意を得た繁殖用家畜又はその他の動物繁殖材料の農民への販売又はその他の形態での商業化は、当該農民が自身の農業活動を遂行する目的で使用することの許可を意味するが、ただし、業としての繁殖活動の枠組み内又はその目的でこれを販売してはならない。事業・経済成長大臣は、農業者が自らの農業活動を遂行するために当該繁殖用家畜及び動物繁殖材料を利用する範囲及び条件に関して規定を定める。

第9条

(1) 実用新案の出願時にデンマークにおいて考案を業として実施していた者は、登録実用新案にも拘らず、その全般的性質を保持しながら当該実施を継続することができるが、ただし、当該実施が出願人又はその法的前任者に関して明白な濫用を構成しないことを条件とする。そのような実施の権利については、デンマークにおいてその考案の業としての実施のために実質的な準備をしていた者も同一状況下で享受するものとする。

(2) (1)に規定の権利は、それが生じている事業又はその実施が意図されていた事業と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第10条

(1) 考案に関して実用新案が登録を受けているにも拘らず、当該実用新案の所有者以外の者は、外国車両、船舶、又は航空機のデンマークにおけるその一時的又は偶発的停留中の使用により当該考案を実施することができる。

(2) 事業・経済成長大臣は、登録を受けた実用新案にも拘らず、デンマークの航空機に関して同等の権利を付与している外国に属する航空機の修理のための航空機用予備部品及び付属品をデンマークに輸入し、かつ、使用することができる旨を指示することができる。

第 11 条

(1) 考案の実用新案登録出願は、その考案がデンマークにおける特許若しくは実用新案登録の先の出願、又は 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である他国における発明者証、特許若しくは実用新案保護の出願において開示されていたときは、請求により、第 5 条(1)及び(2)並びに第 9 条の適用上、当該先の出願と同時に出願したものとみなす。ただし、当該後の出願が当該先の出願の出願日から 12 月以内に行われることを条件とする。同様の優先権については、保護を求める出願が同条約の同盟国から由来しない場合であっても、二国間又は多国間協定により同条約と実質的に適合する条件で及び効力をもって先の出願が行われた国において、デンマーク特許出願又は実用新案出願からの同等の優先権が付与されているときは、これを享受するものとする。

(2) 事業・経済成長大臣は、そのような優先権主張の権利についての特定の条件を定める。

第 12 条

(1) 出願人がデンマークについて効力を有する特許出願を先に行っているときは、当該出願人はその特許出願の全部又は一部を同じ考案に関する実用新案出願の基礎として使用することができる。出願人は、当該特許出願の出願日をその実用新案出願に適用するよう請求することができる。当該特許出願において優先権を主張しているときは(特許法第 6 条参照)、その主張は実用新案出願にも適用する。

(2) 事業・経済成長大臣は、(1)に基づく請求についての規則を定める。

第2部 実用新案出願並びにその審査及びその他の処理等

第13条

デンマークの特許当局は、長官を長とする特許商標庁及び特許商標審判部とする。別段の記載がない限り、本法の適用上、「特許当局」とはデンマークの特許当局をいう。

第14条

(1) 実用新案登録出願は、登録当局である特許商標庁に提出するものとする。出願には、保護を求める主題についての陳述を含めなければならない。出願については、手数料を納付しなければならない。

(2) 出願において、考案は、当該技術の熟練者がその考案を実施することができる程度に十分に明確な方法で説明又は表示されなければならない。

(3) 出願が微生物学的方法によって生産される製品の考案に関するものであるときは、それらの場合において第15条(1)及び(2)の要件も満たされたときに限り、十分明確な方法で開示されたものとみなす。

第15条

(1) 考案の実施が公衆の利用に供されない生物学的材料の使用、又は出願書類において当該技術の熟練者に当該考案を実施することを可能にする方法で説明することができない生物学的材料の使用を含む場合は、当該生物学的材料の試料を当該出願日までに寄託しなければならない。当該試料はその後デンマークにおいてこれを分譲することができる方法で寄託されなければならない。

(2) 寄託試料が活性を失ったとき又はその他何らかの理由で試料を分譲できないときは、規定の期限内に、かつ、事業・経済成長大臣が定めた規則に従い同一生物学的材料の新試料と差し替えなければならない。新寄託は旧寄託の日に既に行われたものとみなす。

(3) 事業・経済成長大臣は、(1)及び(2)による試料の寄託及び分譲に関する規則を定める。

第16条

同一出願においては、相互に独立した2以上の考案に関して実用新案登録を出願することができない。

第17条

出願人が行った先の実用新案出願において開示された考案に関して実用新案登録が出願されたが特許当局が最終決定をしていないときは、後の出願は、出願人の請求により、その考案を開示した書類を特許庁が受領した時に行われたものとみなす。事業・経済成長大臣は、この旨の規則を定める。

第18条

実用新案登録出願は、出願時の願書に開示されていなかった主題に関して実用新案登録を出願するような方法では補正をすることができない。

第 19 条

(1) 特許当局は、出願が第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 16 条及び第 18 条の要件を満たしていることを確認する。

(2) 出願人は、手数料を納付して、考案が新規であり、かつ、技術水準と明確に異なる旨の要件(第 5 条参照)を満たしていることも特許商標庁が確認するよう請求することができる。

第 20 条

(1) 特許当局は、出願が要件を遵守していないと認めるときは、出願人にこの旨を通知して指定された期限内に所見を提出するか又は出願を訂正することを求める。

(2) 出願人が期限の到来前に、その者の所見を提出しないか又は出願訂正の手続をしないときは、その出願は棚上げされるものとする。(1)による出願人宛の通知には、この旨の情報を含めなければならない。

(3) 出願人が、指定された期限の到来後 2 月以内にその者の所見を提出するか又は出願訂正の手続をとり、かつ、規定の再開手数料を納付したときは、当該出願の審査及びその他の処理が再開されるものとする。

(4) 出願人が考案は新規であり、かつ、技術水準と明確に異なる旨の要件が満たされていることも確認するよう特許商標庁に第 19 条(2)に基づいて請求したときは、(1)から(3)までの規定を準用する。

第 21 条

(1) 出願が要件を遵守していることが認められたときは、当該考案は登録されるものとする。特許商標庁は、実用新案の登録に関する通知を公告する。

(2) 特許当局が出願の受理に異論を有しており、出願人がその異論に関する所見を提出する機会を既に与えられていたときは、当該出願は拒絶されるものとする。ただし、特許当局が第 20 条に基づいて出願人にその者の所見の提出又は出願の訂正を再度求めたいと認める場合は、この限りでない。

第 22 条

(1) 出願人以外の者が、考案についての権原を有する旨を特許当局に申し立てた場合において、特許当局がその問題に疑義があると認めるときは、特許当局は、指定の期限内にそれについて裁判所に訴訟を提起するようその者に求める。その求めに応じないときは、特許当局は実用新案出願に関して決定するに当たり、当該申立を無視することができる。この旨の情報は当該求めに含ませるものとする。

(2) 実用新案登録の出願に係わる考案に対する権利に関して訴訟が提起されたときは、実用新案出願の審査及びその他の処理は、当該訴訟における最終決定がなされるまで中止することができる。

第 23 条

(1) 何人かが、特許当局に対して、出願人ではなくその者が考案についての権原を有すると証明した場合において、その者が請求したときは、特許当局は、出願をその者に移転しなければならない。被移転人は新たに出願手数料を納付しなければならない。

(2) 実用新案出願の移転を求める請求があったときは、その請求に関する最終決定がなされるまで、当該出願は棚上、拒絶、又は受理してはならないものとする。

第24条

(1) 考案は、出願日から又は優先権主張の場合は優先日から15月までは登録されないものとする(第11条参照)。

(2) 実用新案出願人の請求により、当該考案の出願公開又は登録公告は、早期に行うことができる。

(3) 出願日から又は優先権主張の場合は優先日から15月が経過したときは、考案が登録されていない場合であっても、出願のファイルは公衆の利用に供さなければならない。ただし、出願を棚上げするか又は拒絶する決定が行われたときは、出願人が第66条又は第67条に基づいて手続の再開請求若しくは拒絶に対する審判又は権利の回復を請求しない限り、出願のファイルは公衆の利用に供さないものとする。

(4) 出願のファイルが(2)又は(3)に基づいて公衆の利用に供されたときは、この旨の公告を行うものとする。

(5) 実用新案登録出願の対象である考案又は実用新案登録が付与されている考案に係わらない企業秘密を書類が含んでいる場合において、請求により、特許当局は、状況から望ましいときは、当該書類を公衆の利用に供さないか又は一部のみ利用に供する旨を決定することができる。そのような請求がなされたときは、当該書類については、決定がなされるまで又は当該決定に対する審判請求をすることができる期間中は、これを利用に供してはならないものとする。審判請求は停止効果を有する。

(6) 生物学的材料が第15条(1)に基づいて寄託されている場合において、出願のファイルが(3)に基づいて公衆の利用に供されたときは、何人も当該材料の試料を得る権利を有する。実用新案登録後は、当該実用新案登録の失効又は取消に関係なく、試料の分譲については、それを請求する何人に対しても、これを行うことができる。ただし、それは法律に定めた規定に基づき又は法律により寄託材料の取扱を許可されていない者に試料を分譲しなければならないことを意味するものではない。また、試料は、材料の危険な特性により当該試料の所持が明白な危険を伴うと予想されるときは何人に対しても分譲しないものとする。

(7) (6)にも拘らず、出願人は実用新案が登録されるまで、試料の分譲が当該技術の専門家のみに行われるよう請求することができる。出願が拒絶され若しくは取り下げられ又は取下とみなされたときは、出願人は、実用新案の出願日から10年間、寄託材料の試料が当該技術の専門家のみに分譲されるよう請求することができる。

(8) 事業・経済成長大臣は、試料分譲を求める請求書の提出及び当該請求書の提出期限を規制し、かつ、専門家として起用できる者を指示する規定を定める。

(9) 試料分譲を求める請求書は、特許当局に提出しなければならないが、かつ、事業・経済成長大臣が定めた規則から明らかである試料の使用に関する制限を遵守する宣言を含まなければならない。それに代えて、試料を専門家に分譲しなければならないときは、代わりにその専門家が宣言を提出しなければならない。

第25条

(1) 実用新案出願に関する特許商標庁の最終決定に対する審判請求は、出願人が特許商標審

判部に行うことができる。同規定については、第 50 条に基づく登録の審査請求後に、実用新案登録が全部又は一部取り消されたときは当該実用新案の所有者にも、これを適用する。実用新案登録が当該請求にも拘らず補正した形態又は補正なしの形態で維持されたときは、当該請求をした者は、その決定に対して審判請求をすることができる。その者がその審判請求を取り下げたときでも、当該審判請求を審理することができるが、ただし、そのような処分に特別の理由が存在することを条件とする。

(2) (1)に基づく審判請求は、特許商標庁が関係当事者にその決定を通知した後 2 月以内に、行わなければならない。審判請求について所定の手数料は同一期限内に納付しなければならない。それをしないとき、審判請求は拒絶になるものとする。

(3) 当該決定に利害関係を有する他の当事者は、当該決定の公告後 2 月以内に同様の審判請求をすることができる。

(4) 特許商標審判部が行った決定については、他の如何なる行政当局にも不服申立することができない。

(5) 特許商標庁が行った決定であって特許商標審判部に申し立てすることができるものは、同審判部の決定が行われるまで裁判所に上訴することはできない。当事者が特許商標審判部の決定について裁判所への上訴を希望するときは、関係当事者が当該決定について通知を受けた日から 2 月以内に訴訟を提起しなければならない。

(6) 第 24 条(5)に基づく企業秘密の秘匿を求める請求を拒絶する決定に対しては、当該請求をした者が審判請求をすることができる。

第3部 国際実用新案出願

第26条

(1) 「国際実用新案出願」とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づき出願をいう。

(2) 国際実用新案出願は、条約及び規則に基づいて国際出願を受領する権限を有する特許庁又は国際機関(受理官庁)に行わなければならない。国際実用新案出願は、事業・経済成長大臣が定めた規則に従いデンマークの特許当局に行うことができる。出願人は、出願について所定の出願手数料を特許当局に納付しなければならない。

(3) 第27条から第35条までは、デンマークを指定国とする国際実用新案出願に適用する。

第27条

受理官庁により国際出願日が認められた国際実用新案出願は、同日にデンマークにおいてなされた実用新案出願と同じ効果を有するものとする。ただし、第5条(2)第2文の規定は、出願が第29条に基づいて処理されていない限り、適用しない。

第28条

国際実用新案出願は、特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)にいう場合は、デンマークに関する限り、取り下げられたものとみなす。

第29条

(1) 出願人がデンマークを指定する国際実用新案出願の手続を希望するときは、その者は国際出願日から又は優先権主張の場合は優先日から33月以内に特許当局に所定の手数を納付し、かつ、事業・経済成長大臣が規定した範囲の国際出願のデンマーク語翻訳文を提出しなければならない。当該出願がデンマーク語で書かれているときは、出願人は33月以内に出願の写しを提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)に規定の期限内に所定の手数を納付したときは、所要の翻訳文又は写しは2月の追加期間中に提出することができる。ただし、所定の追加手数料を当該追加期間の満了前に納付することを条件とする。

(3) 出願人が本条の要件を満たさないときは、デンマークに関する限り、出願は取り下げられたものとみなす。

第30条

(1) 国際実用新案出願が第29条に基づいて処理されたときは、第1部及び第2部の規定は当該出願並びにその審査及びその他の処理に対し、本条並びに第31条及び第34条に規定の変更を付して、適用する。出願の審査及びその他の処理については、出願人の請求があるときに限り、第29条に基づいて適用される期限の到来前に、これを開始する。

(2) 第24条(2)及び(3)の規定については、出願人が第29条に基づいてその者の義務を遵守して出願の翻訳文を提出したとき又は当該出願がデンマーク語で書かれている場合はその写しを特許当局に提出したときは、これを当該出願が処理される前であっても適用する。

(3) 強制ライセンスに関する第41条及び第43条から第45条まで、実用新案に関する情報提

供の義務に関する第 53 条、並びに出願と登録との間の期間中の考案の保護に関する第 57 条の適用上、国際実用新案出願は、それが(2)に基づいて利用可能なときは、公衆の利用に供されたものとみなす。

(4) 実用新案出願が形態及び内容に関して特許協力条約の要件を遵守するときは、当該出願は、その点に関しては受理される。

第 31 条

国際実用新案出願の場合は、事業・経済成長大臣が定めた期限の到来後に限り実用新案は登録され又は出願は拒絶されるものとする。ただし、出願人が当該到来前に出願について決定することに同意していた場合は、この限りでない

第 32 条

国際実用新案出願の場合は、特許当局は出願人の同意なしには、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によるその公告前又は国際出願日から若しくは優先権主張の場合は優先日から 20 月の満了前には、実用新案を登録し又は出願を公告することができない。

第 33 条

国際予備審査当局の求めにより出願人が実用新案クレームを制限しているとの理由で、国際実用新案出願の何らかの部分の部分が国際予備審査の対象となっていないときは、当該出願の前記部分は特許当局において取り下げられたものとみなす。ただし、特許協力条約において定められた追加手数料について特許当局が出願人に納付するよう求めた日から 2 月以内に当該出願人が納付した場合は、この限りでない。

第 34 条

(1) 出願が相互に独立した 2 以上の考案に係わるものとみなされたという理由で、国際実用新案出願の何れかの部分が国際調査又は国際予備審査の対象となっておらず、また、出願人が所定の期限内に特許協力条約に基づく追加手数料を納付していないときは、特許当局はその認定が正当であったか否かを決定するために再審理する。当該認定が正当であったと認められるときは、当該出願の前記部分は特許当局において取り下げられたものとみなす。ただし、特許当局が再審理の結果を同人に通知した日後 2 月以内に出願人が所定の手数を納付する場合は、この限りでない。特許当局は、当該認定が正当でなかったと認めるときは、その出願全体について審査及びその他の処理を進めるものとする。

(2) 出願人は、実用新案出願が相互に独立した 2 以上の考案に係わるものと認定した(1)の決定に対して審判請求することができる。審判請求の権利に関する第 25 条の規定を準用する。

(3) 審判請求が却下されたときは、(1)に基づく手数料の納付期限は、最終決定がなされた日から起算する。

第 35 条

(1) 受理官庁が国際実用新案出願に国際出願日を認定することを拒絶したときは、特許当局は出願人の請求によりその決定が正当であったか否かを決定するため当該決定を再審理する。同じ規定を出願が取り下げられたとみなされる国際事務局の決定にも適用する。

(2) (1)に基づく再審理の請求は、事業・経済成長大臣が定めた期限の到来前に国際事務局に提出しなければならない。事業・経済成長大臣は期限を定め、出願人が手数料を納付して出願の翻訳文を特許当局に提出すべき範囲を指定する。

(3) 特許当局が受理官庁又は国際事務局の決定について正当でなかったと認めるときは、特許当局は第1部及び第2部に基いて当該出願を審査し、かつ、処理する。受理官庁が国際出願日を認定していなかったときは、当該出願は、特許当局の見解により国際出願日として認定されるべきであった日に出願されたものとみなす。当該出願が形態及び内容に関して特許協力条約の要件を遵守するときは、当該出願は、その点に関しては受理される。

(4) 第5条(2)第2文の規定を(2)による審査及びその他の処理が開始される出願に適用する。ただし、当該出願が第24条に基づいて公衆の利用に供されることを条件とする

第4部 欧州特許出願の変更

第36条

(1) 国内特許当局に提出した欧州特許出願について、欧州特許庁が所定の期限内に当該出願を受領しなかったために取り下げられたものとみなされたときは、特許当局は出願人の請求により当該出願をデンマークにおける実用新案登録出願に変更したものとみなす。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該請求について、出願人が当該出願の擬制取下の通知を受けて後3月以内に当該出願を受領した国内当局にこれを行うこと

(ii) 当該請求について、出願日から又は優先権主張の場合は優先日から20月以内にデンマークの特許当局にこれを行うこと、及び

(iii) 出願人が事業・経済成長大臣の定めた期限内に所定の出願手数料を納付し、かつ、当該出願のデンマーク語翻訳文を提出すること

(2) 実用新案出願人が出願の形態に関する欧州特許条約の要件を遵守するときは、当該出願は、その点に関しては受理される。

(3) 事業・経済成長大臣は欧州特許出願を(1)によりデンマークにおける実用新案登録出願に変更する権利に関する特別規則を定める。

第5部 登録の保護の範囲及び存続期間

第37条

(1) 実用新案登録により付与される保護の範囲は、実用新案クレームにより決定される。実用新案クレームの解釈のため、説明及び図面を指針として使用することができる。

(2) 登録後は、保護の範囲を拡大してはならない。

第38条

(1) 実用新案登録は、出願日から3年が経過するまで有効とするものとし、また、所定の手数料を納付することにより、各更新期間を3年及び4年として各1回更新することができる。

(2) 登録の更新は、公告する。

第6部 更新手数料の納付

第39条

- (1) 更新手数料は手数料期間が開始する月の末日に納付期日となる。更新手数料は納付期日の3月より前には納付することができない。
- (2) 第17条に規定の後の出願については、当該後の出願日前に始まった期間に関する更新手数料は、当該後の出願がなされた日後2月が経過するまで、如何なる場合にも納付期日が到来しないものとする。当該出願が第29条に基づいて処理され若しくは第35条に基づいて審査及びその他の処理が開始された日前に始まった期間、又はその日後2月以内に始まる期間に関する国際実用新案出願の更新手数料は、当該出願が処理され又は審査及びその他の処理が開始された日後2月が経過するまで、如何なる場合にも納付期日が到来しないものとする。
- (3) 如何なる更新手数料も、所定の追加手数料と共に、その納付期日後6月以内に納付することができる。
- (4) 特許商標庁は、実用新案出願人、実用新案所有者、又は存在する場合は指定代理人から更新手数料を徴収するが、ただし、特許商標庁は徴収しなかった結果としての権利喪失には責任を負わないものとする。

第7部 ライセンス許諾，移転等

第40条

- (1) 実用新案登録の移転，ライセンスの許諾，実用新案登録の担保設定，実用新案登録に関する強制執行，又は実用新案所有者に対する支払不能訴訟の提起については，請求により実用新案登録簿に登録する。
- (2) 登録されたライセンスが終了したことが証明されたときは，当該ライセンスは登録簿から抹消されるものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は，強制ライセンス及び第48条(2)に基づく権利にも適用する。
- (4) 実用新案登録に関する訴訟は，登録簿に実用新案所有者として記入されている者に対して常時提起することができ，特許当局からの如何なる通知もその者に送付することができる。

第41条

- (1) 登録された考案が当該実用新案の登録から3年が経過し，かつ，当該実用新案の出願から4年経過したときにデンマークにおいて適切な範囲で実施されていないときは，デンマークにおいて当該考案の実施を希望する何人も，それを実施するための強制ライセンスを取得することができる。ただし，当該考案を実施しないことに正当な理由がある場合は，この限りでない。
- (2) 事業・経済成長大臣は，(1)の適用上，考案の他国における実施はデンマークにおける実施と同等とする旨定めることができる。そのような規定は，相互主義に従うことを条件とすることができる。

第42条

- (1) 登録実用新案であってその実施が他人に属する特許又は登録実用新案に従属しているものの所有者は，当該特許により保護されている発明又は当該登録実用新案により保護されている考案を実施するための強制ライセンスを取得することができる。ただし，前者の考案が相当の経済的重要性を有する著しい技術的進歩を構成することを条件とする。
- (2) (1)によりその実施ための強制ライセンスが付与されている当該特許又は登録実用新案の所有者は，適切な条件により相手方の考案の実施のための強制ライセンスを取得することができるものとする。

第43条

重要な公益のため必要なときは，他人が実用新案保護を保有する考案を業として実施したいと希望する者は，そうするための強制ライセンスを取得することができる。

第44条

- (1) 実用新案出願が公衆の利用に供された時に，実用新案登録出願に関する考案を業としてデンマークにおいて実施していた者は，当該出願が登録実用新案と成るときは，その実施について強制ライセンスを取得することができる。ただし，例外的な状況がそれを望ましいものとし，その者が当該出願について知識を一切有さず，かつ，そのような知識を合理的にみて取得できなかった筈であることを条件とする。そのような権利は，デンマークにおいて当

該考案の業としての実施のために実質的な準備をしていた者も、同一状況下で享受する。

(2) そのような強制ライセンスには、実用新案の登録前の期間も含めることができる。

(3) 事業・経済成長大臣は、(1)の規定の適用上、他国における実施をデンマークにおける実施と同等とすることを定めることができる。そのような規定は、相互主義に従うことを条件とする可能となる。

第 45 条

(1) 強制ライセンスについては、契約により適切な条件でライセンスを取得できなかった者で、適切かつ適宜の方法により、かつ、ライセンスに従って、当該考案を実施できるとみなすことができる者に対してのみ、これを許諾する。

(2) 強制ライセンスは、実用新案所有者が自身で考案を実施すること又は他人にライセンスを許諾することを妨げないものとする。

(3) 強制ライセンスは、それが実施されている又は実施を意図する事業と共にする場合に限り移転することができる。第 42 条(1)により許諾された強制ライセンスに関しては、強制ライセンスの移転は、実用新案登録であってその実施が他人に属する特許又は登録実用新案に従属しているものと共に行うことを更に適用する。

(4) 半導体技術に関する強制ライセンスについては、公共の非営利的実施のためにのみ又は判決若しくは行政的決定により確立された反競争的慣行を終結するためにのみ、これを許諾することができる。

第 46 条

コペンハーゲン所在の海事商事裁判所は、第 1 審裁判所として、強制ライセンスを許諾すべきか否かを決定し、また考案の実施できる範囲を決定し、対価を決定し、かつ、強制ライセンスのその他の条件を定めるものとする。状況が重大な変化をしたときは、同裁判所は何れかの当事者の請求により、当該ライセンスを取り消すか又は当該ライセンスの新条件を定めることができる。

第8部 登録の終了，行政上の審査等

第47条

- (1) 実用新案登録は，次の何れかの場合は，裁判所の決定によって取り消すことができる。
- (i) 登録が第1条から第5条までに従って行われていなかった場合
 - (ii) 登録が，当該技術の熟練者がそれを実施できる程度に十分明確に説明又は記載されていない考案に関係している場合
 - (iii) 保護の範囲が第18条に違反して変更されている場合，又は
 - (iv) 保護の範囲が登録後に拡大されている場合
- (2) ただし，実用新案所有者が当該実用新案登録に部分的にのみ権原を有するときは，当該実用新案登録はその全体について取り消すことができない。
- (3) (1)にいう例外を付して，何人も訴訟を提起することができる。
- (4) 実用新案が第1条に基づきそれに対して権原を有する者以外の他人のため登録されているとの理由による訴訟は，当該実用新案登録に対して権原を有すると主張する者のみが提起することができる。当該訴訟は，権原を有する者が当該実用新案登録及び訴訟が基礎とするその他の状況を知った後1年以内に提起しなければならない。実用新案所有者が当該実用新案の登録時又は実用新案登録の当該実用新案所有者による取得時に善意であった場合は，訴訟は，当該実用新案の登録後3年以内に，これを提起することができる。

第48条

- (1) 実用新案が第1条に基づきそれに対して権原を有する者以外の他人のため登録されている場合において，権原を有する者がそう主張するときは，裁判所は，当該登録をその者に移転させるものとする。訴訟提起期間に関する第47条(4)の規定を準用する。
- (2) 登録を奪われた者は，その者が善意でデนมールにおいて考案を業として実施していたか又は当該実施のため実質的な準備をしていたときは，適正な補償を受け，かつ，その他の点での適切な条件により，その全般的性質を保持しながら既に開始していた実施を継続し又は計画した実施を行う権原を有する。そのような権利は，登録ライセンスの所有者も同一状況下で享受する。
- (3) (2)に基づく権利は，それらが実施されているか又は実施が意図された事業と共にする場合に限り，他人に移転することができる。

第49条

- (1) 実用新案所有者が実用新案登録を特許当局に放棄したときは，特許当局は当該実用新案登録がその全体について無効となったことを宣言する。
- (2) 実用新案登録の移転を求める訴訟が提起されているときは，当該登録については，当該訴訟における最終判決がなされるまで，これが無効になったとの宣言はしないものとする。

第50条

- (1) 実用新案登録が行われたときは，何人も特許当局に手数料を納付して当該登録の審査請求を行うことができる。
- (2) 審査請求は，第47条(1)にいう取消理由のみを基礎とすることができる。

(3) 特許当局は、(1)による請求には証拠書類を添付すべきことを求めることができる。

(4) 実用新案登録に関する訴訟が同一登録について(1)による請求に関して行われた最終決定前に裁判所に提起されたときは、特許当局は、裁判所における事件が最終的に決定されるまで、当該請求の審査を中止する。ただし、実用新案所有者が当該請求を行った場合は、この限りでない。

第 51 条

第 50 条による請求が行われたときは、実用新案所有者はこの旨の通知を受け、それに関する自身の所見の提出を求められるものとする。事業・経済成長大臣はこの旨の規則を定める。

第 52 条

(1) 第 50 条に基づく請求の提出後に特許当局が登録に対する支障の存在を認めたときは、当該登録は失効させられるものとする。登録の失効について当該決定が最終となったときは、特許商標庁が公告する。

(2) 補正した形態での実用新案登録の維持に支障がない場合は、特許当局は当該登録の補正を決定する。ただし、特許当局が実用新案登録の維持を意図して補正した文言を実用新案所有者が承認し、かつ、当該補正に関する通知の公告手数料が所定の期限の到来前に納付されていることを条件とする。

(3) 実用新案所有者が補正された文言を承認せず、又は適時に当該補正の公告手数料を納付しないときは、当該実用新案登録は失効したものとみなす。

第9部 実用新案についての情報提供義務

第53条

(1) 実用新案出願人又は実用新案所有者であつて、登録に関するファイルが公衆の利用に供せられる前に他人に対して実用新案登録出願又は登録実用新案を援用する者は、請求により、当該他人に出願のファイルを閲覧させることに同意する義務を負うものとする。当該出願が第15条(1)にいう生物学的材料の寄託試料を含むときは、前記他人は試料を取得する権利も有する。第24条(6)第2文及び第3文並びに(7)から(9)までは、それらの場合に適用する。

(2) 他人との直接連絡若しくは広告の何れかにより、又は商品上若しくはその包装上の題銘又はその他の方法により、登録番号又は出願番号を同時に表示せずに、実用新案登録が出願中か又は登録済である旨を表示する者は、そのような情報についてそれを請求する何人に対しても不当な遅滞なしに提供する義務を負うものとする。実用新案を出願中か又は登録済と明示していなくても、情報がそのような印象を与えるものであるときは、実用新案が出願中か否か又は登録済か否かについての情報を、請求により、不当な遅滞なく提供しなければならない。

第10部 刑事責任及び損害賠償責任等

第54条

- (1) 実用新案登録により付与された排他権を故意又は重大な過失により侵害(実用新案侵害)した者は、罰金刑に処せられるものとする。
- (2) 侵害が故意に、かつ、加重事由下でなされたときは、刑罰は18月以下の拘禁に拡大することができる。ただし、刑法典第299b条により更に重い刑罰が定められている場合は、この限りでない。加重事由は、侵害が多額かつ明らかに違法の利得を意図したときは、特に存在するものとみなす。
- (3) 会社等(法人)は、刑法典第5部の規則に基づいて刑罰に処せられるものとする。
- (4) (1)に含まれる侵害事件では、訴訟は被害者により提起されるものとする。(2)に含まれる侵害事件では、訴訟は被害者の請求によってのみ提起されるものとする。ただし、訴訟提起が公益のため必要な場合は、この限りでない。

第55条

- (1) 故意又は過失により実用新案侵害をなした者は、次のものを支払わなければならない。
 - (i) 実施についての被害者への適正な補償金、及び
 - (ii) 当該侵害が引き起こした更なる損害についての被害者への損害賠償金
- (2) (1)(ii)に従い損害賠償金を決定するに当たり、被害者の被った逸失利益及び侵害者の取得した不当利得を特に考慮しなければならない。
- (3) (1)に含まれる事件では、非財務的損害についての被害者への追加補償金を決定することができる。

第56条

- (1) 更なる実用新案侵害を防止する目的で、裁判所は、その旨の請求を受けたときは、実用新案侵害を構成する製品を次の通り処分する旨を特に決定することができる。
 - (i) 市場から回収すること
 - (ii) 市場から確実に除去すること
 - (iii) 破毀すること
 - (iv) 被害者に引き渡すこと、又は
 - (v) 指定された方法で改変すること
- (2) (1)は、登録考案の違法生産に主として使用された装置、材料、道具等に準用する。
- (3) (1)に基づく措置は、侵害者への補償なしに履行され、被害者への損害賠償に影響を及ぼさないものとする。当該措置は、特別の状況がそれに反さない限り、侵害者の費用負担にて履行されるものとする。
- (4) (1)に基づく措置に関する判決をするに当たり、裁判所は、侵害の範囲、所定の措置及び第三者の利益の間の均衡を考慮しなければならない。
- (5) 裁判所は、その旨の請求を受けたときは、侵害者に対して、(1)及び(2)にいう製品、装置、材料、道具等について、適正な補償を支払の上、登録期間又はその一部期間中その者の自由に処分する許可を付与することができる。ただし、これは次の場合に限り、適用する。
 - (i) 侵害者が故意又は過失の何れでもなく行動していた場合

- (ii) (1)に基づく措置が侵害者に対して不均衡な害を生じることになる場合、及び
- (iii) 適正な補償が十分である場合

第 57 条

(1) 何人かが許可なしに、考案をその出願のファイルが公衆の利用に供された後に業として実施しており、かつ、当該出願が実用新案登録に至った場合は、実用新案侵害に関する規定を、第 54 条を除き準用する。当該登録前に付与された実用新案保護は、出願が公衆の利用に供された時の文言での実用新案クレーム、及び取得済か又は第 52 条(2)に基づいて補正した形態での実用新案登録の双方において開示された主題のみに及ぶものとする。

(2) 関係人は、第 21 条に基づく実用新案登録の公告前に犯された侵害により生じた損害に対してのみ適切と認められる範囲まで第 55 条(2)に基づいて損害賠償金を支払うものとする。

(3) (1)に基づく損害賠償の請求権は、当該登録後 1 年より早くは、出訴期限が切れることがない。

第 58 条

(1) ある者が第 55 条及び第 56 条に基づいて有罪とされる判決において、その旨の請求を受けたときは、裁判所は、判決全文又はその抄本を公告すべき旨を決定することができる。

(2) 公告の義務は侵害者が負うものとする。当該公告は、侵害者の費用負担にて、かつ、合理的に必要とされる顕著な方法により行われるものとする。

第 59 条

(1) 実用新案登録の全部若しくは一部の取消又は登録の移転を求める訴訟を提起する者は、この旨を実用新案登録簿への登録の目的で特許商標庁に通知しなければならない。かつ、実用新案登録簿に宛先とともに登録されているライセンシーに対し、書留書状により当該訴訟を通知しなければならない。実用新案権侵害の訴訟を提起したいと希望するライセンシーは、この旨を同様の方法により当該実用新案所有者に通知しなければならない。

(2) 原告が召喚状において(1)にいう通知がなされたことを証明しないときは、裁判所は、当該要件を遵守する期限を定めることができる。前記期限が遵守されないときは、当該事件は却下されるものとする。

(3) 実用新案所有者により提起された実用新案侵害訴訟において、被告が実用新案登録の取消を意図するときは、被告は、(1)の規則に従い特許当局及び登録ライセンシーに通知しなければならない。定められた期限が遵守されなかったときは、当該実用新案登録の取消請求が却下されるように(2)の規定を準用するものとする。

(4) ライセンシーにより提起された実用新案侵害訴訟において、被告は、実用新案所有者を裁判地に拘らず出頭させるよう召喚し、その者に対して当該実用新案登録を取り消すよう請求することができる。司法運営法第 34 部の規定を準用する。

第 60 条

(1) 第 53 条にいう事件においてその義務を遵守せず又は虚偽情報を提供した者は、他の法令により更に重い刑罰が規定されていない限り、罰金刑に処せられ、かつ、それにより生じた損害を適正と認められる範囲まで補償する責任を有する。

(2) 第 54 条(3)及び(4)を準用する。

第 61 条

(1) デンマークの居住者でない実用新案の出願人及び所有者は、本法に基づいて提起された訴訟において、コペンハーゲンにそれらの裁判地を有するものとみなす。

(2) 実用新案出願又は実用新案登録に関する判決の公認謄本は、当該裁判所の発意により特許商標庁に送付されるものとする。

第 61a 条

税関当局が第 54 条に含まれる侵害を疑うに至ったときは、この旨の情報を当該権利の所有者に伝達することができる。

第 11 部 雑則

第 62 条

特許商標庁は、実用新案所有者の代理として登録実用新案に関する通知を受領するために欧州経済地域(EEA)に居住する代理人を選任するよう実用新案所有者に求めることができる。当該代理人の名称及び宛先は、実用新案登録簿に登録しなければならない。

第 63 条

(1) 第 40 条、第 66 条及び第 67 条による特許商標庁の決定には、出願人、当該実用新案所有者又は審査請求人は、当該当事者が当該決定を通知された日後 2 月以内に、特許商標審判部に審判請求することができる。前記決定に利害関係を有する他の当事者は、当該決定の公告後 2 月以内に同様の審判請求をすることができる。

(2) 審判請求についての所定の手数料は、(1)にいう期限内に納付しなければならない。そうしないときには、当該審判請求は拒絶されるものとする。

(3) 第 25 条(2)から(4)までの規定を準用する。

第 64 条

(1) 事業・経済成長大臣は、実用新案出願並びにそれらの審査及びその他の処理、審査請求の審理、権利の回復、実用新案登録の放棄、実用新案登録簿の整備及び保管、実用新案公報の発行及び内容、電子的資料の特許当局との交換、並びに特許商標庁の手續に関して特別規則を定める。従って、提出済出願に関する特許当局の記録が公衆の利用に供されることを定めることができる。事業・経済成長大臣は、特許当局の非就業日に関する特別規則を定めることができる。

(2) 事業・経済成長大臣は、特許当局が他国の当局の請求により、デンマークにおいて提出された実用新案出願の審査及びその他の処理について当該当局に情報を提供することができること、並びに特許当局が登録性の基準が満たされているか否かを決定するに当たり、その目的で他国の対応する当局又は国際機関により実施された新規性調査を受理することができることを指示することができる。

(3) 更に事業・経済成長大臣は、特許当局の請求により、かつ、同当局の定めた期限内に、実用新案について何れかの国において対応する出願を行った出願人が当該国の特許当局により伝達された考案の登録性に関する審査結果についての情報を提供すべきこと、及び前記当局との交信の写しを送付すべきことを指示することができる。ただし、情報提供の義務は、国際予備審査であってそれに関する報告が特許当局に提出されているものの対象となっている第 3 部にいう実用新案出願に関して、一切定めることができない。

第 65 条

(1) 特許商標庁は、請求により、実用新案及び実用新案権に関する特別業務の遂行を引き受けることができる。事業・経済成長大臣はその業務、そのための支払、及び納付遅滞の場合の督促状についての手数料納付を規制する規則を定める。

(2) 行政ファイル閲覧法は、その規定により書類中に言及された個人的事項について通知を請求することができる第 4 条(2)を除き、(1)第 1 文にいう業務には適用しないものとする。

第 66 条

(1) 本法により定められたか又は本法において規定された特許当局に対する期限の不遵守から合理的に必要とされた全ての当然の注意を払った実用新案の出願人又は所有者に対し権利喪失が生じたときは、特許当局は請求により、その者の権利を回復しなければならない。当該請求は、期限の不遵守を生じた支障の消滅から 2 月以内、ただし、当該期限の到来後 1 年以内に特許当局に提出しなければならない。同期限内に遺脱行為を完成し、かつ、権利回復のため所定の手数料は納付しなければならない。

(2) 後続出願における実用新案出願人が第 11 条(1)にいう期限の到来から 2 月以内にその者の優先権の回復を請求したときは、(1)を第 11 条(1)にいう優先権に関する期限に適用する。

第 67 条

(1) 国際実用新案出願の手続(第 29 条参照)を希望する出願人が郵送を利用し、当該郵便が適時に受領されなかったが、出願人が当該期限の超過に気付いたか又は気付くべきであった日後 2 月以内でかつ当該期限の到来後 1 年以内に当該行為が完成されたときは、特許当局は次の場合を条件として権利を回復しなければならない。

(i) 期限の到来前 10 日以内に、発信人が事業所を有するか又は滞在中の場所における戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害又はその他同様な理由により郵便業務が中断され、特許当局に対する郵送が当該郵便業務の再開後 5 日以内に行われた場合、又は

(ii) 郵送が期限の到来前 5 日以内に行われた場合。ただし、これは当該郵送が可能なら航空郵便で行われた場合又は送信人が普通便は郵送日後 2 日以内に配達される筈と信じるあらゆる理由を有した場合に限るものとする。

(2) 実用新案出願人が(1)に基づいて権利を回復させたいと希望するときは、言及される期限の到来前に特許当局にその旨を請求しなければならない。

第 68 条

(1) 第 66 条又は第 67 条に基づく権利の回復請求が要件を満たし、その結果として実用新案出願について更なる処理が開始されたとき又は失効した実用新案登録が維持されるものとみなされるときは、この旨が公告されるものとする。

(2) 棚出上げされた出願の審査及びその他の処理の再開のための期限到来後、出願の拒絶後、又は実用新案登録の失効の公告後で、ただし、(1)に基づく公告前に、善意でデンマークにおいて考案の業としての実施を開始したか又は当該実施のため実質的な準備をした者は、その全般的性質を保持しながら当該実施を継続することができる。

(3) (2)に規定の権利は、その発生した事業又は当該実施を意図した事業と共にする場合に限り移転することができる。

第 69 条

事業・経済成長大臣は、特別な取引、公告、謄本、手続等のための納付に関する規則を定めることができる。

第 70 条

事業・経済成長大臣は、防衛大臣及び司法大臣と協議の上、本法適用上の「戦争資材」の意

味を規定する規則を定める。

第 71 条

事業・経済成長大臣が本法に基づく自身の権限を特許商標庁に付託するときは、同大臣は、上級行政当局に不服申立することができない旨の規定を含め、審判権に関する規則を定めることができる。

第 72 条

共同体特許に関する協定を批准しているか又はそれに加入している他国において市販された製品に関する行為については、共同体特許条約第 76 条を適用する。

第 73 条

デンマーク特許当局が付与した特許の全部又は一部の終了に関する共同体特許条約第 75 条 (1) 及び (2) の規定は、実用新案に準用する。

第 11A 部 手数料

第 73a 条

- (1) デンマーク実用新案登録出願については、2,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 14 条(1)参照)。
- (2) 欧州特許出願のデンマーク実用新案出願への変更については、2,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 36 条(1)(iii)参照)。
- (3) デンマークを指定する国際実用新案出願の申請については、2,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 29 条(1)参照)。国際実用新案出願の翻訳又は写しを後に提出するときは、1,100 DKK の追加手数料を納付しなければならない(第 29 条(2)参照)。
- (4) 第 19 条(2)による実用新案出願の審査請求については、4,000 DKK を納付しなければならない。
- (5) 国際実用新案出願に関する第 33 条及び第 34 条による特許商標庁の審査及びその他の処理については、2,400 DKK を納付しなければならない。

第 73b 条

- (1) 実用新案登録の更新については、第 1 期間年は 2,000 DKK の手数料、第 2 期間は 3,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 38 条参照)。
- (2) 登録期間満了後であって、その後 6 月までに納付される(1)による手数料は、20%増額する。

第 73c 条

- (1) 登録実用新案の第 50 条(1)による審査請求については、4,000 DKK を納付しなければならない。
- (2) 修正された実用新案明細書の公告については、1,100 DKK の手数料を納付しなければならない(第 52 条(2)参照)。

第 73d 条

- (1) 実用新案出願の再開請求については、400 DKK の手数料を納付しなければならない(第 20 条(3)参照)。
- (2) 実用新案出願又は登録の回復請求については、3,000 DKK を納付しなければならない(第 66 条(1)参照)。

第 73e 条

国際出願に関する場合の特許商標庁の取り扱いについては、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 26 条参照)。

第 73f 条

- (1) 第 73a 条から第 73e 条までに従って納付された手数料は、納付が適時になされているときは還付されない。
- (2) 適時に納付されなかったか又は期限到来時に不十分な金額で納付された結果として納付

不受理となった手数料は、還付されるものとする。

(3) 特許商標庁が手数料納付済の審査その他の処理を却下するときは、審査その他の処理に関して納付された手数料は、還付されるものとする。

第 73g 条

(1) 第 73a 条から第 73e 条までにいう手数料は、2011 年水準で記載されている。

(2) 特許商標庁は 73a 条から第 73e 条までに記載する金額を、政府予算の目的で使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができる。特許商標庁は、現行手数料を価格一覧において公表する。

第 12 部 施行規定及び経過規定

第 74 条

(1) 本法は 2007 年 1 月 1 日から施行する。同時に実用新案法(1998 年 6 月 9 日統合法 No. 367 参照)は廃止する。

(2) 第 55 条, 第 56 条及び第 58 条については, 2006 年 1 月 1 日から施行する。

(3) 本法は, 本法施行後に登録された実用新案及び提出された出願に適用する。本法施行前に提出された実用新案出願については, 従前の規則を引き続き適用する。

(4) 権利の回復に関する規則(第 66 条から第 68 条までを参照)及び第 50 条による審査に関する規則は, 本法の施行前に提出された出願及び登録にも適用する。

第 75 条

本法はフェロー諸島及びグリーンランドには適用しない。ただし, フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情によって必要とすることがある変更を付して, 勅令により施行することができる。

特許法を改正する 2011 年 12 月 28 日法律 No. 1370 及びその他各種法律は, 施行に関する次の規定及び経過規定を含む。

第 9 条

本法は 2012 年 2 月 1 日から施行する。